

# 山口市上下水道事業発注工事における入札及び契約に係る苦情処理要領

(趣旨)

第1条 この要領は、山口市上下水道事業が発注する建設工事（以下「工事」という。）の入札及び契約の過程に関する苦情を適切に処理するため、必要な事項を定める。

(対象工事)

第2条 この要領に定める苦情処理の対象は、以下のとおりとする。

(1) 山口市上下水道事業発注の工事（随意契約については、予定価格250万円以下の工事を除く。）

(2) 指名停止等措置

(苦情の申立て)

第3条 苦情の申立てができる者及び申立てができる範囲は、次のとおりとする。

(1) 一般競争入札及び条件付一般競争入札

ア 入札参加申請書を提出した者のうち、入札参加資格が非適合とされ、非適合理由の説明を求めた者で、当該非適合理由について不服がある者

イ 総合評価方式における非落札者のうち、落札者の決定結果に対して不服がある者

(2) 指名競争入札

ア 当該入札と同一の工事種別に登録がある有資格業者のうち、当該指名競争入札に指名されなかった者で、指名されなかったことに対して不服がある者

イ 総合評価方式における非落札者のうち、落札者の決定結果に対して不服がある者

(3) 随意契約方式

当該契約と同一の工事種別に登録があり、当該契約の相手方として選定されなかった者で、選定されなかった理由に対して不服がある者

(4) 指名停止等措置

山口市上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）が行った指名停止等の措置を受けた者で、当該措置に対して不服がある者

(苦情の申立ての方法)

第4条 前条各号に定める苦情の申立ては、次に掲げる期間内に、発注課を通して管理者に苦情申立書（様式1）を提出することにより行うものとする。

(1) 前条第1号アに係る苦情の申立ては、一般競争入札若しくは条件付一般競争入札に

係る入札参加資格非適合理由説明書の通知を行った日の翌日から起算して7日以内

(2) 前条第2号アに係る苦情の申立ては、指名競争入札に係る入札執行日の翌日から起算して10日以内

(3) 前条第1号イ及び第2号イに係る苦情の申立ては、落札者決定の通知を行った日の翌日から起算して7日以内

(4) 前条第3号に係る苦情の申立ては、契約内容の公表を行った日の翌日から起算して7日以内

(5) 前条第4号に係る苦情の申立ては、指名停止等措置の通知を受け取った日の翌日から起算して7日以内

(苦情の申立ての却下)

第5条 管理者は、申立てが第3条各号に定める要件のいずれにも該当しないとき、第4条各号に定める方法によらないとき又はその他客観的かつ明白に適格を欠くと認められるときは、前条の規定にかかわらず、当該申立てを却下することができる。

2 前項に定める却下は、申立てを受けた日から起算して7日以内に、苦情申立却下通知書(様式2)により行う。

(苦情の申立てに対する回答)

第6条 管理者は、第4条に定める苦情の申立てを受けた場合にあつては、申立期間の最終日の翌日から起算して7日以内に、苦情申立に対する回答書(様式3)により回答する。

2 前項の規定にかかわらず、苦情件数が多数に及ぶ等事務処理上の困難、その他の合理的かつ相当の理由があるときは、回答期限を延長できる。

3 管理者は、申立て者に回答を行ったときは、苦情申立書及び苦情申立に対する回答書を速やかに公表する。

(苦情の申立ての明示)

第7条 管理者は、苦情の申立てができること及び苦情の申立ての手続きについて明示するものとする。

(再苦情の申立て)

第8条 第6条第1項に定める回答書を受理した者であつて、当該回答書による管理者の説明等に不服のある者は、再苦情の申立てを行うことができる。

(再苦情の申立ての方法)

第9条 再苦情の申立ては、回答書を受理した日から起算して7日以内に、管理者に対し

て、再苦情申立書（様式4）を提出することにより行う。

（再苦情の申立てに対する却下）

第10条 管理者は、申立てが第8条に定める要件に該当しないとき、第9条に定める方法によらないとき又はその他客観的かつ明白な適格を欠くと認められるときは、当該申立てを却下することができる。

2 前項に定める却下は、申立てを受けた日から起算して7日以内に、再苦情申立却下通知書（様式5）により行う。

（山口市入札監視委員会への意見要求）

第11条 管理者は、第9条に定める再苦情の申立てを受ける場合にあつては、速やかに市長を通じ、山口市入札監視委員会（以下「委員会」という。）に再苦情申立に係る審議依頼書（様式6）により審議を依頼し、当該申立てについて意見を求めるものとする。

（再苦情の申立てに対する回答）

第12条 管理者は、委員会からの審議結果の報告を受けた日から7日以内を目途に、委員会の意見を踏まえ、再苦情申立に対する回答書（様式7）により回答する。

2 前項に定める回答に当たって、再苦情の申立てが認められなかったときは、認められないと判断された理由を、申立てが認められたときは、その旨及びこれに伴い管理者が講じようとする措置の概要を付する。

3 管理者は回答を行ったときは、再苦情申立書及び再苦情申立に対する回答書を、速やかに公表する。

（再苦情申立てについての明示）

第13条 管理者は、第6条に定める苦情申立に対する回答書中に、再苦情申立ができる旨及び再苦情申立の手続きについて記載するものとする。

（期間の計算）

第14条 この要領に定める期間の計算にあつては、土曜日、日曜日、1月1日から3日までの日、12月29日から31日までの日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める休日に該当する日を除く。

（入札手続の執行）

第15条 苦情及び再苦情の申立ては、入札及び契約手続の執行を妨げない。

## 附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

様式 1

年 月 日

山口市上下水道事業管理者 様

苦情申立者の住所、氏名 ⑩

苦情申立者が法人の場合にあつては、主たる営業所  
の所在地、商号又は名称、代表者氏名を記載のこと

## 苦 情 申 立 書

山口市上下水道事業発注工事における入札及び契約に係る苦情処理要領第 3 条及び第 4 条の規定により、次のとおり苦情を申立します。

記

1. 苦情申立の対象工事

2. 苦情申立の内容及びその理由

様式 2

第 号  
年 月 日

苦情申立者の住所・氏名 様

(苦情申立者が法人の場合にあつては、主たる営業所の所在地、商号又は名称、代表者氏名を記載のこと)

山口市上下水道事業管理者 ㊟

## 苦情申立却下通知書

年 月 日付けで貴職より申立のあつた件については、山口市上下水道事業発注工事における入札及び契約に係る苦情処理要領第 5 条の規定により、これを却下します。

記

1. 苦情申立の対象工事

2. 苦情申立を却下する理由

### 様式 3

第 号  
年 月 日

苦情申立者の住所・氏名 様

(苦情申立者が法人の場合にあつては、主たる営業所の所在地、商号又は名称、代表者氏名を記載のこと)

山口市上下水道事業管理者 ㊟

## 苦情申立に対する回答書

年 月 日付で貴職より申立のあつた件について、山口市上下水道事業発注工事における入札及び契約に係る苦情処理要領第 6 条の規定により、下記のとおり回答します。

なお、この回答に不服のある場合は、同要領第 8 条及び第 9 条の規定に基づき、この回答書を受理した日から起算して 7 日以内に、再苦情の申立を行うことができます。

記

1. 苦情申立の対象工事

2. 苦情申立に対する回答及びその理由

## 様式 4

年 月 日

山口市上下水道事業管理者 様

再苦情申立者の住所・氏名 ㊞

再苦情申立者が法人の場合にあつては、主たる営業所の所在地、  
商号又は名称、代表者氏名を記載のこと

### 再苦情申立書

山口市上下水道事業発注工事における入札及び契約に係る苦情処理要領第 5 条の規定により、 年 月 日付け 第 号で貴職より回答のあつた件について、その内容に不服があるので、同要領第 8 条及び第 9 条の規定により、下記のとおり再苦情の申立をします。

記

1. 再苦情申立の対象工事

2. 再苦情申立の内容（不服のある事項）及びその理由

様式 5

第 号  
年 月 日

再苦情申立者の住所・氏名 様

(再苦情申立者が法人の場合にあつては、主たる営業所の所在地、商号又は名称、代表者氏名を記載のこと)

山口市上下水道事業管理者 ⑨

## 再苦情申立却下通知書

年 月 日付けで貴職より申立のあつた件については、山口市上下水道事業発注工事における入札及び契約に係る苦情処理要領第 1 1 条の規定により、これを却下します。

記

1. 再苦情申立の対象工事

2. 再苦情申立を却下する理由



様式 6

第 号  
年 月 日

(山口市契約監理課経由)

山口市入札監視委員会委員長 様

山口市上下水道事業管理者 ⑩

## 再苦情申立に係る審議依頼書

山口市上下水道事業発注工事における入札及び契約に係る苦情処理要領第 11 条の規定により、山口市入札監視委員会に下記のとおり審議を依頼のうえ意見を求めます。

記

1. 再苦情申立の対象工事
2. 再苦情申立までの経緯
3. 再苦情申立の内容（不服のある事項）及びその内容

様式 7

第 号  
年 月 日

再苦情申立者の住所・氏名 様

(再苦情申立者が法人の場合にあつては、主たる営業所の所在地、商号又は名称代表者氏名を記載のこと)

山口市上下水道事業管理者 ㊟

## 再苦情申立に対する回答書

年 月 日付で貴職より申立があつた件について、山口市上下水道事業発注工事における入札及び契約に係る苦情処理要領第 1 2 条の規定により、下記のとおり回答します。

### 記

1. 再苦情申立の対象工事

2. 再苦情申立に関する回答及びその理由、これに伴って講じようとする措置の概要

(再苦情の申立を認めない場合にあつては、「講じようとする措置の概要」は記載不要のこと)